

お知らせ



このたび、宮竹1丁目の地域で

「家計調査」を行うことになりました。

家計調査の調査員 望月秀美が、世帯名簿の作成や家計簿記入の
お願いに、順次、皆様のお宅に伺いますのでよろしくお願ひします。

家計調査は、総務省統計局が都道府県を通じて行っている調査で、国民生活の実態を家計の面から明らかにし、国の経済政策や社会政策を立てるための基礎資料となる大変重要な調査です。

●調査の進めかた●

- 1 総務省統計局が指定した地域にお住まいのすべての世帯の名簿を作成するため、調査員が皆様のお宅を訪問し、世帯主のご氏名・ご職業・世帯人数等をお聞きします。
- 2 名簿完成後、無作為抽出法により選定された世帯に、家計簿の記入をお願いいたします。家計簿の記入は、6ヶ月間です。この調査は、1年間（令和5年6月～令和6年5月まで）同じ地域で行うため、6ヵ月後、再度調査員が依頼に伺う場合があります。

●秘密は厳守します●

この調査は「統計法」という法律に基づいて行われています。秘密の保護には万全を期しておりますので、外部に情報が漏れることは絶対にありません。

☆総務省統計局「家計調査」ホームページアドレス☆

<http://www.stat.go.jp/data/kakei/>

《お問合せ先》

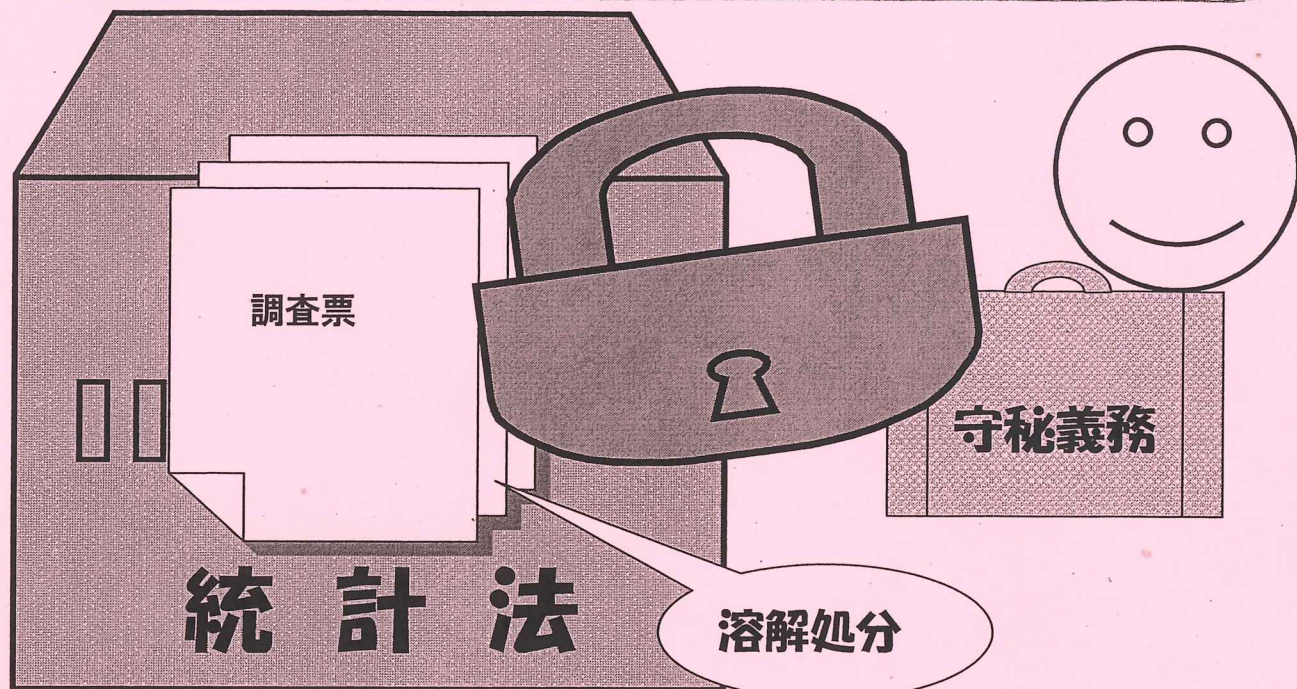
静岡市葵区追手町9-6

静岡県知事直轄組織デジタル戦略局

統計調査課消費班

電話 054-221-2236

統計法はプライバシーを守ります



統計調査って、プライバシーは大丈夫なの？

「家計調査」や「労働力調査」などの統計調査は、統計法という法律で報告が義務付けられていますが、一方では、個人情報などの秘密を保護する規律が厳格に定められています。

書いた調査票はどうなるの？

調査票は、外部の人に見られないように、総務省統計局の倉庫で厳重に保管され、集計が終わった後は溶解されます。

個人情報保護法との関係は？

行政機関が得た個人情報は個人情報保護法で保護されることになりましたが、統計調査については対象外となっています。

これは、調査内容は個人を識別されない統計を作るためだけに使われることと、この法律ができる前から統計法によって厳格に保護されているからです。

総務省統計局
静岡県

静岡県 統計調査課 消費班

TEL 054-221-2236

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 県庁東館6階

家計調査の調査員がお伺いします

お住まいの地域が「家計調査」の調査地域に選定※されました。

総務省統計局では、都道府県を通じて「家計調査」を実施しています。

調査地域の最新の世帯名簿を作成するために、調査員が、この地域にお住まいのすべてのお宅を訪問して、世帯主のご氏名などをお尋ねしますので、ご多用のところ恐れ入りますが、よろしくお願いたします。

※原則として1年間、この地域で調査を実施します。



皆様の個人情報 は 厳重に保護されます。

家計調査は「統計法」という法律に基づいて行われる「基幹統計調査」です。「統計法」には、報告の義務、調査に携わる者の守秘義務、調査票情報の適正な管理などが定められています。また、提出された調査票は、統計の作成後、溶解処分するなど、秘密の保護には万全を期しています。



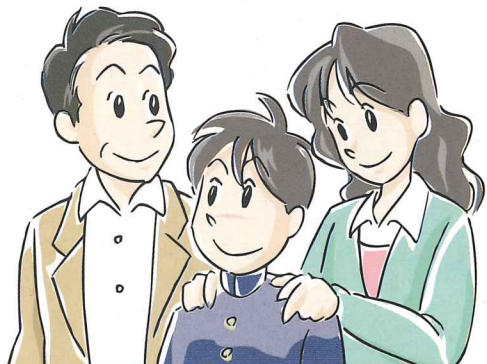
総務省統計局・都道府県

調査世帯はこのようにして選定されます。

この調査では、日本の世帯の平均的な傾向を把握するために、統計的な方法によって一部の地域を選定して調査し、全体を推計する方法(標本調査)を利用しています。

家計調査とは？

このたび、この地域で行われる家計調査は、国民生活の実態を家計収支の面から明らかにすることを目的としており、生活に結びつく経済政策や社会政策を立てるための基礎資料として役立てられます。この調査は学生の単身世帯などを除いた世帯を対象として行われており、統計的な方法により選定された世帯には、調査票(家計簿など)を記入していただきます。



第1段階

グループ分け

全国
約**1,800**
市町村



全国約1,800の市町村を人口規模などで168のグループに分け、そこから1市町村ずつ、計168市町村を調査地域として選定します。

第2段階

さらに小さく分割

168
市町村



選定した168の市町村内をさらに小さく分割し、実際に調査を行う地域を選定します。調査員はその地域内に居住しているすべての世帯の名簿を作成します。

第3段階

抽出

調査世帯



全国で約**9,000**世帯

都道府県がその名簿から乱数表によって、調査世帯を選定します。乱数表は、どの世帯も均等に選定されるように工夫されており、ちょうど全国の縮図が出来上がるようになっています。

調査はこのようにして行われます。

総務省統計局

- 1 調査票の設計、調査方法などの企画・設計、調査地域の選定を行います。



- 7 調査結果の集計・公表などを行います。

都道府県・指導員

- 2 調査員の選任・指導、調査世帯の選定を行います。



- 6 調査票の提出・整理などを行います。

調査員

- 3 世帯名簿の作成、調査の依頼、調査票の配布を行います。

※調査員は都道府県知事に任命された地方公務員で、「調査員証」を携帯しております。また、調査員には、守秘義務が課せられています。



- 5 調査票の回収を行います。



調査世帯

- 4 調査票(家計簿など)への記入を行います。

※調査員が、調査票(家計簿など)の記入依頼などで伺いました際には、調査へのご理解のほど、よろしくをお願いします。

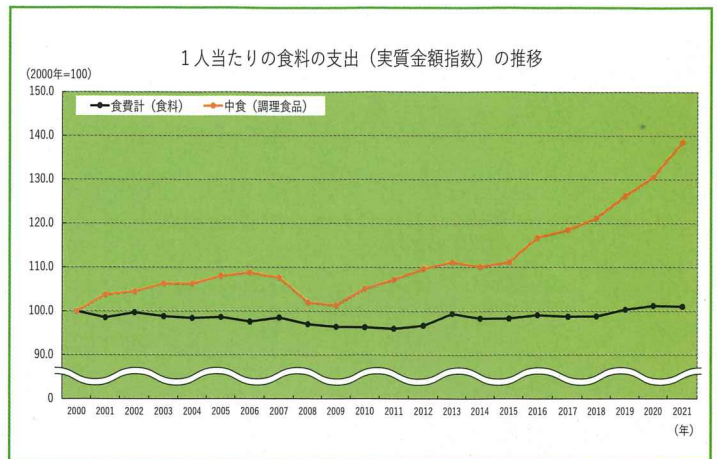
家計簿で豊かな暮らしの基礎づくり

■最近の結果から

◆消費行動の移り変わり

「中食(調理食品)」の1人当たりの年間支出金額について、実質年間支出金額指数(※1)の推移をみると、「中食(調理食品)」は上昇傾向にあり、2021年は、2000年の約1.4倍となっています。これは、共働き世帯の増加に加え、巣ごもり需要が好調な中で「中食(調理食品)」を購入する世帯が増えていることなどが考えられます。

※1 1人当たりの年間支出金額を、2000年以降の物価変動の影響を取り除き、2000年を100として表したものの。

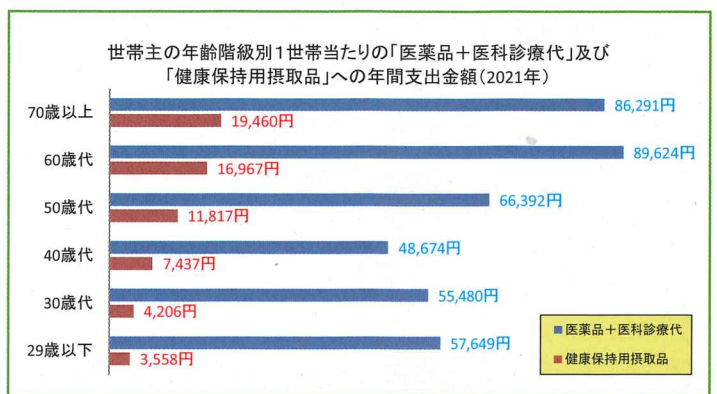


◆医療と健康

「医薬品+医科診療代(※2)」及び「健康保持用摂取品(※3)」の年間支出金額(2021年)を世帯主の年齢階級別にみると、世帯主の年齢の高い世帯ほど多く支払う傾向にあります。

※2 医科診療代とは、世帯が窓口で支払った金額のこと。

※3 健康保持用摂取品とは、栄養成分の補給など保健、健康増進のために用いる食品のこと。



■調査結果の利用

◆集計された調査結果は、テレビ・ラジオ・新聞・インターネットなどを通じて公表されます。また、報告書として刊行されます。

◆調査の結果からは、さまざまな世帯の生活に必要な費用など、国民生活の実態がわかります。



▲ホームページ

◀報告書

◆この他にも、研究機関、民間企業、報道機関、労働組合などで、幅広く利用されています。

◆「生活保護基準」「医療費」「各種年金制度」「税率や所得控除」「賃金」などを検討する際にも利用されています。さらに、景気判断の重要指標になっているほか、消費者物価指数を作るためのデータなどとしても利用されています。

家計調査

検索

総務省統計局「家計調査」ホームページURL
<https://www.stat.go.jp/data/kakei/index.html>

総務省統計局・都道府県